

高畠町有機農業推進計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

高 畠 町

はじめに



本町では、平成20年度に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」の基本理念に基づき、「豊穰の郷づくり基本計画」を策定し、「食と農のまちづくり」の推進に力を入れてまいりました。

そして、この度、豊穰の郷づくり基本計画の基本施策のひとつとして、有機農業の推進に関する法律にもとづく、町独自の有機農業推進計画を策定いたしました。

先ごろ、国においても環境負荷の軽減と農業生産力向上の両立を目指す中長期的な政策方針「みどりの食料システム戦略」の中間とりまとめ案が公表され、有機農業を2050年までに、全農地の25%に拡大する方針が打ち出されました。これは、まさに本計画が目指すところであり、昭和48年から全国に先駆けて取り組まれてきた当町の有機農業が持続的に発展していくよう後押しするものであります。

本計画では、現在の有機農業の現状や課題を明らかにしたうえで、今後の有機農業が持続的に発展、拡大していくための4つの基本目標と各種施策を設定しました。SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みや、令和2年11月に行った当町のゼロカーボンシティ宣言にも貢献する有機農業の取り組みを進めることにより、生産者のみならず、まほろばの里の大地から生み出される安心安全な農産物をとおして、消費者、飲食店業者、加工業者の方など関わる方すべてが、「健康」で「笑顔」になれるよう、本計画の推進に皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました、有機農業推進計画策定委員の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和3年3月

高島町長 寒河江 信

【目 次】

序 章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	有機農業の定義	2
第4節	計画期間	2

第1章 高島町農業の現状と課題

第1節	高島町の農業	3
第2節	有機農業の現状と課題	7

第2章 有機農業推進の基本的な考え方

第1節	当町の農業環境に即した有機農業の推進	8
第2節	環境保全型農業との連携	8
第3節	推進計画の目標	8
第4節	推進目標	9

第3章 有機農業の推進施策

第1節	施策展開の方向性	10
第2節	施策展開のための行動計画	10

第4章 計画の推進に向けて

第1節	推進体制	11
-----	------	----

(参考資料)

・用語の解説	12
・たかはた食と農のまちづくり条例	14
・計画策定経過	20
・計画策定委員	21

序章 基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能の増進や環境に対する負荷が少ない生産方法に加え、食の安全・安心に対する消費者ニーズの多様化とともに地産地消や食育という観点から、近年、世界的に関心が高まっていますが、高島町の有機農業は昭和40年代後半から全国に先駆けて取り組まれてきました。このような中、国においては、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）が施行され、平成19年に公表された「有機農業に関する基本的な方針」も、令和2年4月に「新たな有機農業の推進に関する基本的な方針」として改定・公表されました。

県では、平成21年に「山形県有機農業推進計画」を策定し、令和元年8月に改定・公表しています。

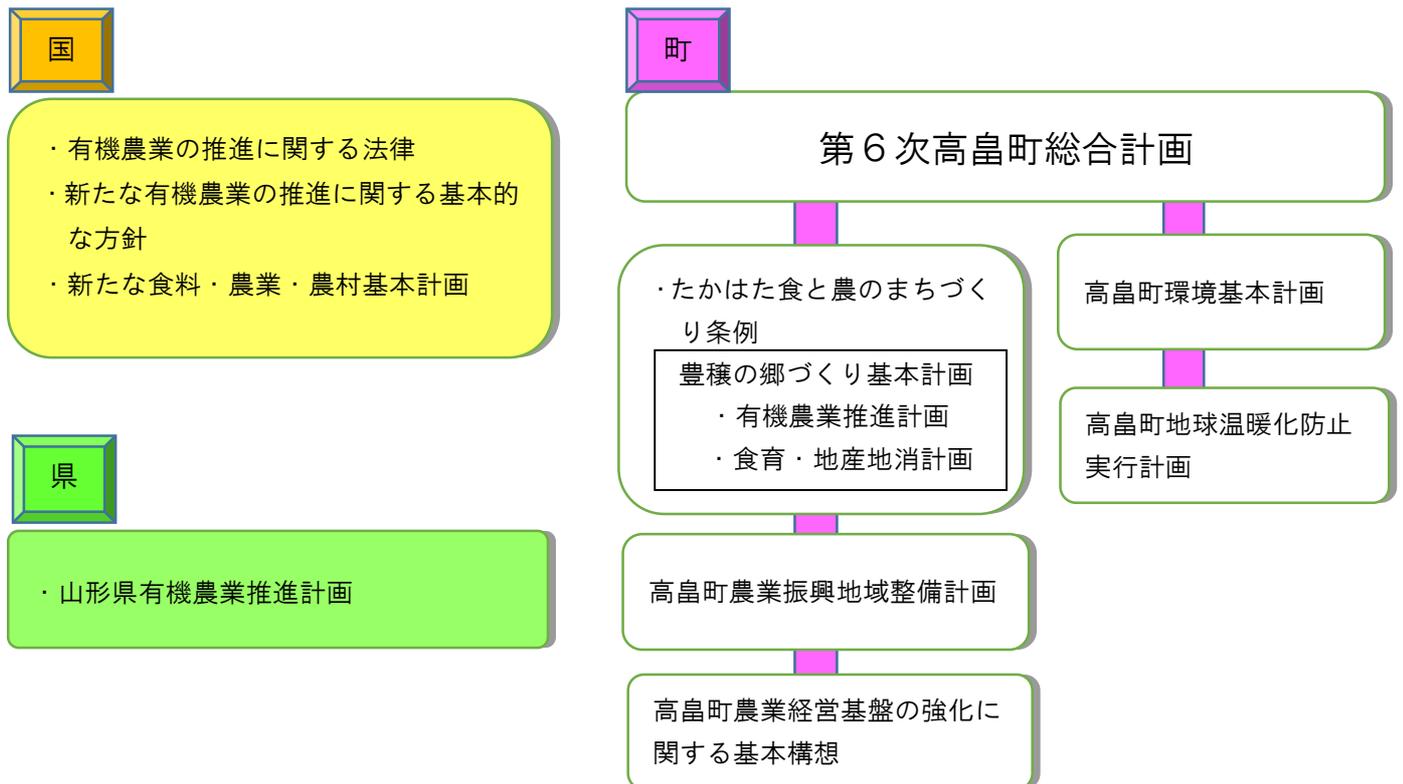
町では、平成20年9月に制定した「食と農のまちづくり条例」に基づき、「豊穰の郷づくり基本計画」を策定し、本町の豊かな自然環境や肥沃な農用地の保全とともに、魅力ある農林業が息づく農商工が連携したまちづくりに取り組んできました。その豊穰の郷づくり基本計画の中に、有機農業推進計画の策定も掲げています。

このため、町は「高島町有機農業推進計画」を策定し、有機農業における栽培技術の確立・普及や有機農業者等への支援、町民の理解・関心の醸成、有機農産物の消費拡大等、SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みや2050年ゼロカーボン達成にも貢献する有機農業の推進に取り組むこととします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、日本の有機農業の確立と発展を目的とする「有機農業の推進に関する法律」に基づき、国の「新たな有機農業の推進に関する基本的な方針」に即し、また、令和元年8月に改定された「山形県有機農業推進計画」や令和2年3月閣議決定された国の「新たな食料・農業・農村基本計画」等の考え方を踏まえつつ、本町の有機農業を推進するための基本的な考え方や推進施策の方向性を示す、市町村段階の有機農業推進計画として策定するものです。

●計画の位置づけ



第3節 有機農業の定義

本計画において「有機農業」とは、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行う農業とします。

第4節 計画期間

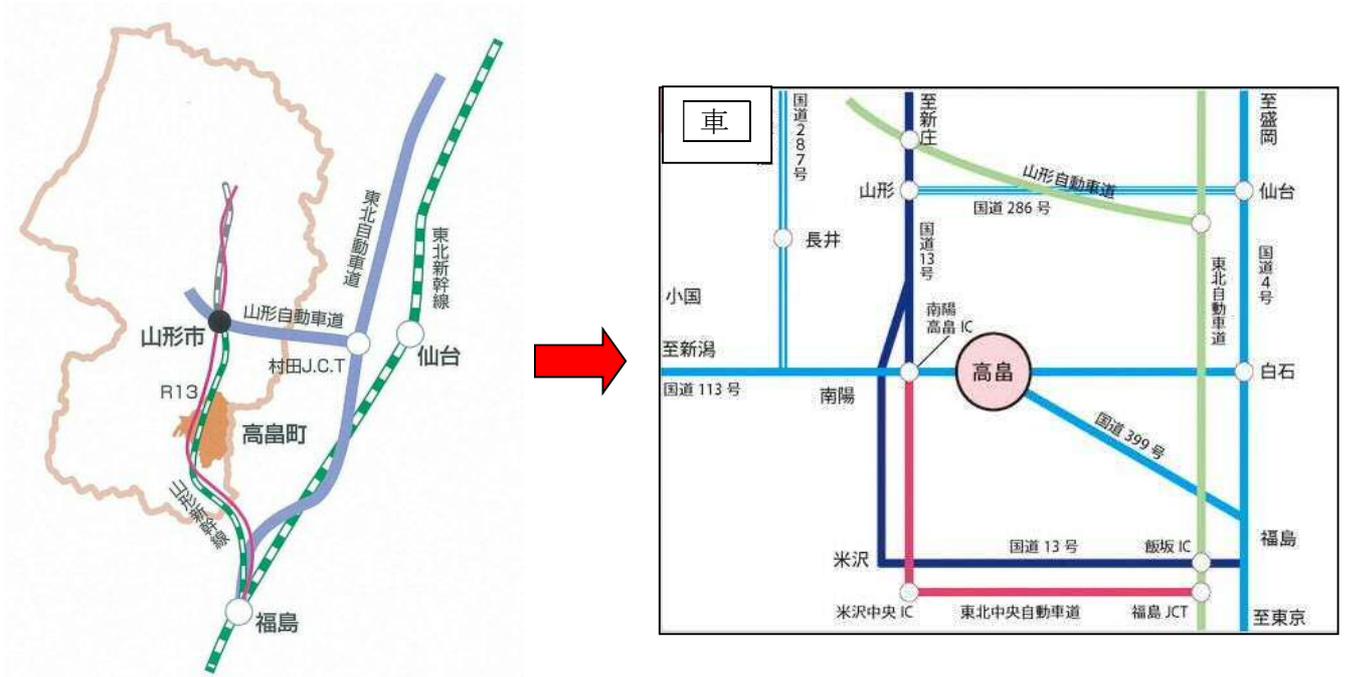
本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

第1章 高畠町農業の現状と課題

第1節 高畠町の農業

(1) 位置・交通

本町は、山形県南東部の置賜盆地に立地し、奥羽の山並み深くに源流をもつ屋代川、和田川の扇状地に拓けた緑豊かな町です。東西 15.6 km、南北 20.7 kmと南北にやや長く、面積は 180.26K m²、人口は約 2 万 3 千人です。



本町は、置賜地方の中心都市米沢市までは 15 km、県都山形市までは 40 km、また、福島市や仙台市、関東圏への交通網の整備が進み、山形新幹線や令和元年に開通した東北中央自動車道により、経済や人的交流が大幅に増加しています。

(2) 気 候

本町の気候は、盆地特有の内陸性気候で、夏期、冬期の寒暖差が大きく、特に冬期は大陸からの季節風の影響により多量の降雪があります。近年は、地球温暖化の影響もあってか、局地的な集中豪雨の発生や暖冬で降雪量が減少し、農業用水の不足や災害による農作物への被害が多くなっています。

最高気温	38.1℃	初霜(平均)	10月12日
最低気温	-19.2℃	終霜(平均)	5月10日
平均気温	10.9℃	無霜日数	193日
年間降水量	1,309mm	降雪日数	62日
年間日照時	1,542hr		

(3) 農業の特色

本町はかつて屋代郷と呼ばれた穀倉地帯で、奥羽山系を源流とする水利と盆地型気候に恵まれ、約4,000haの農用地が広がっています。また、奥羽山麓沿いには270ha余りのぶどうが栽培されており、デラウェア生産では全国一を誇るとともに、近年ではシャインマスカット等の大粒ぶどうやおよそ100年前に国内に導入された当初から栽培され続けている西洋なしのラ・フランスは特産品として消費者の高い評価を受けています。

畜産も盛んで、特に酪農については山形県酪農の発祥の地ともいわれる伝統と歴史の上であって、東北や全国共進会でも優秀な成績を残しており、高い生産技術を誇っています。

(4) 有機農業

昭和36年に施行された農業基本法による近代化農業は、化学肥料や化学合成農薬の使用及び機械化により、農作業における重労働の軽減や規模拡大による農家所得の増加が図られた一方で、化学肥料と農薬に依存した栽培方法は、地力低下や植物本来の病害虫耐性力の低下ももたらしました。また、市場経済のグローバル化や農産物の価格競争により、外国からの輸入飼料の増大や農業所得の不安定さも招くこととなり、より多くの所得を求めて農家の出稼ぎや兼業化を進める結果を生みました。さらに、農薬散布による健康被害や生態系への影響も報告され始めました。これに疑問をもった青年達が自給自足と近代農業に対する「もう一つの農業」の可能性、有機農業を志し、昭和48年に有機農業研究会を立ち上げたのが、当町の有機農業の始まりです。当初は、機械化と化学肥料、農薬使用が一般化している中での取り組みで、批判や偏見の目で見られる場合が多く、10年間は試行錯誤の連続でした。その後、独自に消費者団体との交流と提携を軸とした運動に取り組み、平成2年に農業体験塾が和田地区と屋代地区に相次いで組織されると、全国から農業体験や就農を希望する人々が訪れるようになり、町を挙げた地域運動に発展してきました。平成9年には、有機農業者グループで作る「高畠町有機農業推進協議会」が組織されたのを契機として、安心・安全な農産物の生産と、環境に配慮した農業を進めています。また、令和元年には、第1回たかはたオーガニックラボを町内で開催し、「次世代に高畠有機で健康を伝えるきっかけづくり」をテーマに、安全安心な有機農産物やそこから生み出された加工品を積極的に取り入れることによる健康づくりを、全国に情報発信しています。



本町の有機農業の取組み（稲作）の推移は、平成21年度の133haをピークに、減少傾向にあり、令和元年度では100haを割り込んでいます（表1参照）。また、有機JAS認証の栽培面積も令和元年度で51haと過去5年間でほぼ横ばいとなっており、米以外の野菜や大豆、果樹の品目についても、拡大していないことがわかります（表1、表2参照）。当町におけるエコファーマーの認定者数は、平成23年度の429名から平成26年度には103名、さらに令和元年度には64名と年々減少しています。いずれも公表されている統計データがなく、生産者からの聞き取り等による数値の把握となっています。

有機農業の取組み面積（稲作）の推移

【表 1】

(単位: ha)

年度	有機農業の取組み ※1	うち有機JAS ※2	特別栽培	備考
H17	110	-	375	
H18	118	-	521	
H19	119	-	638	
H20	126	-	785	
H21	133	-	833	
H22	126	-	830	
H23	130	-	836	
H24	126	-	665	
H25	112	-	705	
H26	102	-	697	
H27	113	58	716	
H28	105	59	710	
H29	102	50	754	
H30	101	45	611	
R元	98	51	588	

面積は、水田農業系の業務データより集計。

※有機 JAS 認証面積の、H26 年度以前の把握データはなし。

【図 1】



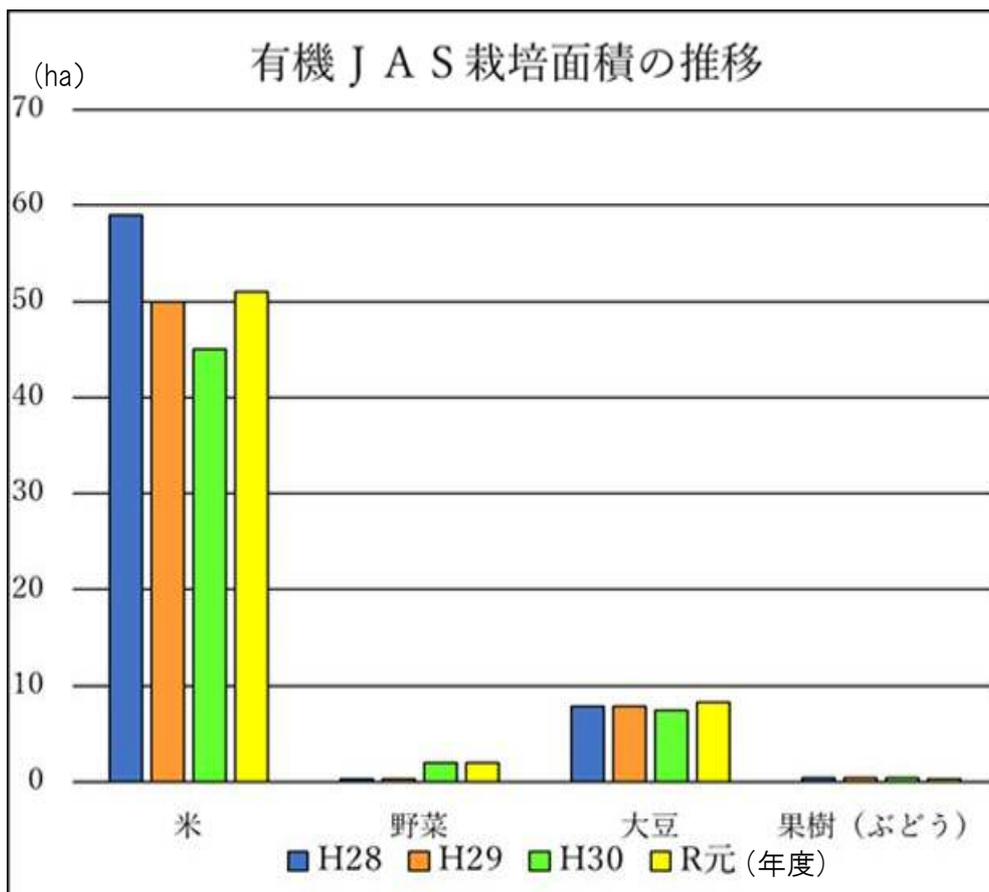
有機JAS栽培面積の推移

【表2】

		(単位: ha)				
		H28	H29	H30	R元	経営体数
1	米	59	50	45	51	6
2	野菜	0.3	0.3	2	2	1
3	大豆	7.9	7.9	7.5	8.3	1
4	果樹(ぶどう)	0.4	0.4	0.4	0.3	1

※面積は、生産者からの聞き取りによる。

【図2】



(5) 農業教育

近年、農業は食料を生産するだけでなく、自然災害の発生を未然に防止し、地球温暖化を抑制し、人々に心の安らぎを与える等、農業が持つ多面的機能が注目されています。

本町では都市住民との人的、文化的交流として、グリーンツーリズムや都市圏の中学、高校生の修学旅行での農業体験、大学ゼミの受入を積極的に進めています。

和田地区にある「農産物加工施設やログハウス風宿泊施設(ゆうきの里さんさん)」を中核施設として活用しています。また、地域農業の維持発展を進めるため、地元でとれた農産物を地域住民自身が消費する「地産地消」として、町内小中学校給食へ農産物を提供しています。さらに、小中学校では、学校農園を活用して、小中学生の「食農教育」に取り組んでいます。

平成20年9月に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」は、農業が持っている多面的機能や食料自給率、環境問題について、生産者だけでなく町民全員で取り組み、豊かな農用地や景観、伝統を次世代に伝えていくための意志表示でもあります。

第2節 有機農業の現状と課題

(1) 現状

ア 生産者側

高島町では、昭和40年代後半から全国に先駆けて有機農業に取り組む生産者が多数おり、現在もその流れは引き継がれています。しかし、生産者の高齢化により慣行農業に比べ労力を必要とする有機農業従事者は年々減少しています。また、有機農業は栽培マニュアルが確立されておらず、長年有機農業に取り組んでいる生産者であっても収量が安定しない栽培技術の難しさがあります。さらに、販売面や流通面においては、有機農法で栽培しても、有機JASの認定基準を満たさなければ有機農産物として販売できないことから、有機JAS認証を受けていない有機農法で栽培された農産物が店頭に並ぶことはなく、一般消費者へのPRが乏しい状況となっています。

イ 消費者側

町内に有機農業者が多く存在するにもかかわらず、有機農産物の多くは町外で流通していることから、町内の消費者には届いていないのが現状です。また、有機JAS認証以外の有機農法で栽培された農産物や特別栽培で生産された農産物が店頭にも並んでも、栽培に関する表示がないうえに、慣行栽培の農産物と比べると有機農産物の価格は割高な場合が多いため、手頃な価格を望む消費者の多くは慣行栽培の農産物を購入してしまう傾向にあります。

(2) 課題

ア 生産者側

- ① 施肥・土づくりにかかる生産コストの削減。
- ② 雑草除去作業や病害虫対策等にかかる労力の省力化。
- ③ その土地、条件によって異なる環境に合わせた、統一した栽培マニュアルの整備と安定した収量の確保。
- ④ 有機JAS認証登録の増加と事務労力の軽減。
- ⑤ 生産物に対する販売価格の設定と販路開拓。

イ 消費者側

- ① 有機農業が環境への負荷を大幅に低減するなどの機能を持つことへの理解の増進。
- ② 有機農業が慣行栽培に比べ、労力やコストがかかることについての理解の増進。
- ③ 食品を購入する際の認識として、「新鮮さやおいしさ」、「手頃な価格」、「安全性」や「健康に良いこと」に加え、欧米の消費者に見られるような「環境に良いから」の認識の醸成。

第2章 有機農業推進の基本的な考え方

第1節 当町の農業環境に即した有機農業の推進

当町の農業の特徴は、町内に6地区ある行政区において、水稻の単作地帯である糠野目地区を除いて、水稻と果樹あるいは水稻と畜産などの複合経営を行う生産者が比較的多いことが挙げられます。また、全国に先駆けて有機農業に取り組まれており、有機農業に携わる生産者は6地区にわたっています。このことは、これから当町で新たに農業を始めようとする新規就農者やすでに慣行栽培や特別栽培を行っている農業者が、これから有機農業に取り組もうとする場合においても、見本となる有機農業の先駆者が近くに存在し、情報交換が行い易い強みがあります。また、地形的にも扇状地に拓けた土地であることから、有機農業に適した条件と言えます。そのような中で、有機農業が、環境に調和する農業生産というだけでなく、食の安全・安心の確保や健康の増進、地産地消の推進、そして子ども達への食農教育をとおして次世代へつないでいけるよう推進します。

第2節 環境保全型農業との連携

有機農業は、化学合成農薬や化学肥料を使用しないことを前提としていますが、これらの使用を最小限にする環境保全型農業とは、栽培技術の面で共通する部分が多いと言えます。有機農業の栽培技術の向上や確立等にあたっては、環境保全型農業の個別技術を活用するなど、最新の栽培技術を参考にしながら進めるとともに、有機農業者と環境保全型農業の生産者との交流による相互理解を促進し、有機農業の拡大に役立てることが重要です。また、環境保全型農業の現代的意義への理解を促進し、慣行農業者を環境保全型農業へ導き、環境保全型農業者の底上げを図っていくことで、有機農業への転換もスムーズに移行していくことが可能になります。

第3節 推進計画の目標

有機農業に取り組むことにより生産者が今より「健康」で「豊か」になり、町内の農産物を食べた消費者がさらに「健康」になり、関わった人全てが「笑顔」になれるように、推進計画の目標を次のとおり設定し、推進するものとします。

(1)有機農業の栽培技術確立に向けた支援を拡充します。

各関係機関と連携・協力し、有機農業に関する研修会や栽培技術に関する講習会等の開催や、研修受入れ先の情報提供を行い、高品質かつ安定的な収量確保ができる生産技術の確立を目指します。

(2)有機農業に取り組む農業者数増に向けた支援を拡充します。

有機農業は、生産技術の習得、労力に見合った生産性の確保等の困難さがあり、定着が進まない理由の1つとなっています。有機農業を目指す新規就農者や慣行農法からの移行を希望する農業者に対し、有機農業先駆者及び関係機関と協力し、就農に関する移住も含めた幅広い相談や情報提供を行うことにより、栽培技術の伝承とともに有機農業者の拡大を目指します。

(3)有機農業に対する消費者理解の増進を図ります。

有機農業が生物多様性の保全や、環境への負荷を低減する「環境に配慮した農業」であることと、健康に良いことへの理解を深めることで、購入意欲の向上を図るため、消費者が生産者と交流し、有機農業とふれあう機会を創出します。

(4)有機農産物の販路開拓と消費拡大を進めます。

生産者と町内の食品加工業者、飲食店、農産物販売所との連携を図り、有機農業で生産される農産物の魅力と付加価値を高めるとともに、市場流通のみに頼らない生産者の主体性をもった販路開拓、消費拡大を目指します。

第4節 推進目標

【生産に関する項目】

項目	分類	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	増減率
有機農業取組面積	水稻	98ha	127ha	30%
有機JAS栽培面積	水稻	51ha	66ha	30%
有機JAS認証者数	個人、団体	7経営体	10経営体	43%
特別栽培面積	水稻	588ha	646ha	10%

【消費・製造・流通に関する項目】

項目	分類	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	増減率
有機農産物を原料にした商品数	たかはたブランド	1商品	3商品	200%
有機農産物の販売店数	有機農産物全般	1店舗	5店舗	400%
有機農産物メニューを提供する飲食店数	有機農産物全般	データなし ※	3店舗	皆増
有機農産物を使用した学校給食	学校数	3校	7校	133%

※ 有機農産物メニューを提供する店舗数の現状値は、把握していない。

第3章 有機農業の推進施策

第1節 施策展開の方向性

- (1) 有機JAS認証取得の推進及び参加型認証制度（PGS）の取組みや農産物に対する高畠基準の研究
- (2) 労力軽減、収量拡大のためのスマート農業の研究と導入支援
- (3) 有機農業推進協議会を通じた町内有機農産物等栽培状況の把握と推進協議会活動支援
- (4) 有機農産物の魅力や生産者情報の発信、有機農業先駆者の栽培技術の伝承及び生産者と消費者等の交流活動を担う「たカラボ」活動への支援
- (5) 学校給食における有機農産物使用の拡大
- (6) たかはたブランドにおける有機農産物原料商品の開発、町内飲食店における有機農産物食材メニューの開発、町内小売店における有機農産物販売の推進

第2節 施策展開のための行動計画

- (1) 有機JAS認証取得の推進及び参加型認証制度（PGS）取組みの研究
有機JAS認証は、一般消費者や世界において有機農産物を販売するための基盤となる制度で、認証数が増えることにより町内農産物の発信力強化や消費拡大につながるため、今後も認証取得の推進を図ります。一方で、有機JAS認証には、認証費用や事務的な労力も必要なため、新規就農者や個人農家が取組みやすく、消費者も一員として参加できる参加型認証制度（PGS）の導入や農産物認証における高畠基準設定についての研究を行います。
- (2) 有機農業における省力化のためのスマート農業の推進
有機農業における除草作業や土づくりなどの労力負荷の低減を図るため、スマート農業機械開発のための実証実験に協力し、導入についての支援を行います。
- (3) 町内有機農業の状況把握による栽培技術向上・相談活動等の支援
町内における有機農業の取組み状況を把握するため、有機農業推進協議会を通じ、生産者情報、栽培面積、栽培品目等の調査を行います。また、調査データを活用し、新規就農者の相談活動や栽培技術向上のための研修会開催等の支援を行います。

(4) 次世代に有機農業をつなぐ「たかラボ事業」の活動支援

有機農業を次世代につなぐために、生産者と消費者の販売交流会の開催や全国に向けた高畠町有機農業の取組みの情報発信、有機農産物を使った食の実践事業等を開催する「たかラボ事業」の活動支援を行います。

(5) 2050年ゼロカーボン達成及びSDGsの取組み推進と学校等における有機農産物の消費拡大

有機農業が2050年ゼロカーボン達成やSDGs（持続可能な開発目標）の取組みに貢献することを知ってもらい、実際に安全・安心な有機農産物を食べてもらうために、町内小中学校の学校給食における有機農産物の使用割合を増やしていきます。

(6) 有機農産物消費拡大のための農商工連携活動支援

有機農産物を原料とした新たな「たかはたブランド」加工食品の開発及び町内有機農産物を使用した飲食店メニューの開発並びに町内小売店において町内有機農産物や有機農法で栽培された農産物を消費者が判り易く購入できる環境整備を行うための、生産者、食品加工業者、流通販売業者、消費者等をつなぐ農商工連携活動を支援し、有機農産物の消費拡大を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制

有機農業者、消費者、流通関係者、食品加工業者、行政関係機関等で構成する有機農業推進委員会において、有機農業に関する情報を共有しながら、計画推進について協議し、広く情報発信等を行っていきます。

(参考資料)

・用語の解説

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年制定）」の規定による持続性の高い農業生産方式に関する計画の認定を受けた農業者。都道府県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料、農薬低減技術を組み合わせて農業生産を行う。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

慣行栽培

慣行栽培とは、普通一般に行われている栽培方法で、通常生産過程において農薬や化学肥料を使用する従来型の栽培のこと。

参加型保証システム（PGS）

I F O A M（国際有機農業運動連盟）が提唱する、地域に焦点を当てた有機農産物等の品質保証システムのこと。信頼、社会的なネットワーク、知識の交換・生産基盤の上に、消費者等の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認証するしくみ。2018年12月に、岩手県の「オーガニック雫石」が、日本で初めてI F O A MからP G S有機農業運動団体として公式認定された。

J A S法

「農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」のこと。J A Sとは、Japanese Agricultural Standardの略で、消費者の商品選択に資するため、格付検査に合格した製品にJ A Sマークの貼付を認めるJ A S規格制度と、品質表示基準に従った表示を製造業者又は販売業者に義務づける品質表示基準制度からなる。平成11年7月には有機食品の認証・表示制度や生鮮食料品の原産地表示制度なども制度化されている。

食育

一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて身体や心の健康をはぐくむこと。

食農教育

すこやかな食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組みや添加物の知識、さらには農業との関係を学ぶこと。

新規就農者

新たに就農を志向し（農業以外の就職者が、農業経営によって自立しようとする）就農に必要な営農実習を終え、農業経営を行おうとする者。

たカラボ

高島町における有機農業の歴史に加え、これまで町内で実践されてきた地域環境×農業に「健康」という付加価値を新たに創出し、「食べ物」や「食べ方」を通して、自ら考え、共に行動し、地域コミュニティをより強固なものにしていく意識を醸成することを目的として、農業、教育関係、地域団体、商工業、行政等に所属する者で組織するたかはたオーガニックラボ実行委員会を立ち上げ、令和元年に第1回たかはたオーガニックラボが開催された。現在は、前述の目的を継承しながらも、オーガニックのみならず、高島町の農産物を通して「健康」になるための実践的な活動や研究等を行い、その成果を町内外に情報発信する組織として、「たカラボ実行委員会」と名称を変更し、「たカラボ」事業を行っている。

地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、「地域で取れた農産物を地域で消費する」という意味。消費者の食料に対する安全・安心や健康志向の高まりを背景にその必要性が見直されている。

特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物のこと。

有機JAS制度

有機農産物の国際的な基準化の流れの中で、平成11年にJAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）が改正され始まった、有機認証制度。農林水産省に認可された「登録認証機関」によって検査され認証をうけたもののみが、「有機農産物」または「有機加工食品」として表示できるようになったもの。認証された有機食品には、有機JASマークが付けられる。

たかはた食と農のまちづくり条例

(平成 20 年 9 月条例第 21 号)

目次

前文

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 自然環境に配慮した農業の推進 (第 8 条・第 9 条)
- 第 3 章 安全・安心な農産物の生産 (第 10 条・第 11 条)
- 第 4 章 遺伝子組換え作物の自主規制 (第 12 条—第 23 条)
- 第 5 章 たかはたの食と農のまちづくり (第 24 条—第 29 条)
- 第 6 章 たかはた食と農のまちづくり委員会 (第 30 条—第 35 条)
- 第 7 章 雑則 (第 36 条)

附則

前 文

本町は、町内のいたるところに約一万年前から遺跡や古墳、洞窟が点在し、風光明媚なところから東北の高天原とも称されています。

本町における農業は、四季の変化に富んだ自然環境や盆地特有の気象条件、肥沃な農用地に恵まれ、稲作、果樹、畜産を柱とした複合経営を中心として発展してきました。また、全国に先駆けて有機農法や減農薬栽培を取り入れ、食の安全や自然環境に配慮した循環型農業を推進してきました。

しかしながら、近年、農業を取り巻く環境は厳しく、農産物価格の低迷や生産資材の高騰が続く中で、農家戸数、担い手農家の減少に歯止めがかからず、このままでは農村活力の低下により、農用地の荒廃が危惧されます。食料の大部分を輸入に依存している我が国にとって、地球温暖化等による異常気象や途上国の経済発展、バイオ燃料需要の拡大などにより世界の食料供給が不安定化すれば、国内の食料需給が逼迫することが予想され、食品の安全性確保と食料自給率の向上は、我が国の農業の緊急課題と言えます。

私たちは、食と農の重要性と農業が持つ環境保全や国土保全、地球温暖化の抑制といった多面的役割を理解した上で、それぞれの役割をもって、これらの機能を守り、先人の築いた文化遺産や伝統とともに、後世に伝えていく義務と責任があります。

こうした視点に立ち、本町の農業を維持、発展させていくためには、規模拡大による作業効率や生産性だけを追求するのではなく、生産者と消費者とが農業に対する認識を共有し、地域の特性を活かした農業の振興を進めていくことが重要と考えます。

このため、本町の農業及び農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぐとともに、地域資源の活用と町民の健康を守り、地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進により、魅力ある農林業が息づく農商工が連携した食と農のまちづくりを目指すための指針として、この条例を制定するものです。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本町が目指す農林業が息づく農商工が連携したまちづくりについて基本理念を定め、町、生産者、消費者及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食と農が支える町民の豊かな暮らしづくりを実現するための施策の基本となる事項を定めることにより、活力ある心豊かな農村社会の構築と町民の健康で豊かな生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地産地消 地域資源の活用と流通過程における経費の低減を目指し、町内で生産された農産物を町内で食することをいう。
- (2) 食育 食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (3) 遺伝子組換え作物 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「遺伝子組換え生物規制法」という。）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物をいう。
- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は飲食の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (5) 地域内食料自給率 町内で生産される農産物が町内で消費される比率をいう。

（基本理念）

第3条 食と農のまちづくりは、地域の食文化及び伝統を重んじ、地域資源を活かした地産地消を推進することにより、地域内食料自給率の向上及び安定的な食料供給体制の確立を図るものでなければならない。

- 2 食と農のまちづくりは、農産物生産を通じて町の産業全体が発展し、生産者が意欲を持って農業に従事でき、自立できる農業環境の整備を図るとともに、担い手が確保されるものでなければならない。
- 3 食と農のまちづくりは、食と農業の重要性が町民に理解され、家庭及び地域において地産地消、食育等が実践されるよう行われなければならない。
- 4 食と農のまちづくりは、農薬等の使用又は農業の新技術の導入に当たっては、農地等の汚染又は食品の安全性を脅かすことのないようにしなければならない。
- 5 食と農のまちづくりは、農地、森林及び水その他の資源が確保されるとともに、農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能（以下「自然循環機能」という。）が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られるものでなければならない。
- 6 食と農のまちづくりは、農山村が持つ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能及び食料生産等の多面的機能を活用し、生産、生活及び交流の場の調和が図られるものでなければならない。

（町の役割）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策を講ずるときは、国、県、生産者、農業に関する団体、食品関連事業者等及び消費者と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うものとする。

（生産者等の役割）

第5条 生産者及び農業に関する団体は、安全かつ安心な農産物を安定的に供給するように努めるとともに、農業及び農村の振興に関し、積極的に取り組むものとする。

（消費者の役割）

第6条 消費者は、食、農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、町内産農産物の消費及び利用を推進すること等により食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、食料を使用するときは、地産地消の推進に努めるとともに、宿泊施設及び販売、飲食等に関する事業所については、地元農産品の提供及び宣伝に努めるものとする。

第2章 自然環境に配慮した農業の推進

(自然環境と調和した農業の推進)

第8条 町は、循環型で持続的に発展する農業を確立するため、農薬及び化学肥料の使用量を減じた農法を含めた環境保全型農業を推進するとともに、有機性資源の有効活用を図り、農業の自然循環機能の維持増進に必要な施策を講じるものとする。

(農業生産に係る環境の保全)

第9条 生産者は、農産物の生産活動を通じて国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の多面的機能が十分に発揮されるように努めなければならない。

第3章 安全・安心な農産物の生産

(安全な食料の安定供給)

第10条 町は、安全な食料の安定供給を図るため、町民が安心して消費できる食品の安全性の確保その他必要な施策を講じるものとする。

(地域内食料自給率の向上)

第11条 町は、基本理念にのっとり、安全な食の生産の拡大を行うことにより、地域内食料自給率を高めるための施策を講じるものとする。

2 町は、地域内食料自給率に関する情報を公表し、食と農に対する町民の意識向上及び町内産農産物の消費拡大に努めるものとする。

第4章 遺伝子組換え作物の自主規制

(自主規制)

第12条 遺伝子組換え作物については、野生動植物への影響並びに農産物の生産及び流通上の混乱並びに一般の農作物との混入、交雑等による経済的被害を未然に防止するため、町民自らが自主的に栽培しないものとする。

(栽培許可)

第13条 町内における遺伝子組換え作物の栽培状況を把握し、遺伝子組換え作物と有機農作物又は一般の農作物との混入、交雑等を防止するとともに、遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するため、町内において遺伝子組換え作物を栽培しようとするものは、あらかじめ、町長の定める事項を記載又は添付して町長に栽培の申請をし、許可を得なければならない。

2 前項の規定は、遺伝子組換え生物規制法第2条第6項に規定する第2種使用等であるものについては、適用しない。

3 町長は、第1項の申請を受理した場合には、第30条に規定するたかはた食と農のまちづくり委員会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(説明会の開催)

第14条 前条の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、町長が指定する関係住民に対し、あらかじめ日時及び場所を定め、当該申請に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の住民は、申請者に対して自然環境保全上の見地から意見を述べることができる。

3 申請者は、当該申請に係る栽培にあたり関係住民の同意を得なければならない。

4 申請者は、説明会の実施状況報告書及び当該住民の同意書を前条に基づく申請時に町長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第15条 町長は、第13条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

(1) 当該申請に係る混入交雑防止措置又は自然界への落下若しくは飛散を防止する措置が適正でないと認められるとき。

- (2) 申請者が申請どおりの措置を的確に実行するに足る人員、財務基盤その他の能力を有していないと認められるとき。
- (3) 申請者が、第20条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないものであるとき。ただし、2年を経過したものであっても、取消の原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められないものも同様とする。
- (4) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員が前号に該当する者であるとき。
- (5) 遺伝子組換え作物の栽培に関し、遺伝子組換え生物規制法に規定される主務大臣の承認を受けていないとき。

2 第13条第1項の許可による栽培期間は、1年以内とする。ただし、町長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

(許可の変更)

第16条 第13条第1項の許可を受けたもの（以下「許可者」という。）は、その許可の

内容を変更しようとする場合には、あらかじめ町長に申請し、変更の許可を受けなければならない。

(届出)

第17条 許可者は、遺伝子組換え作物の栽培を開始し、休止し、又は廃止したときは、その日から7日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第18条 許可者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、その記録を3年間保管すること。
- (2) 混入若しくは交雑が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は混入若しくは交雑を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を町長に報告し、及びその指示に従うこと。

(勧告及び公表)

第19条 町長は、許可者及び遺伝子組換え作物を取り扱う食品関連事業者等に対し、遺伝子組換え作物が混入し、若しくは交雑し、又は自然界に落下し、若しくは飛散し、自生する遺伝子組換え作物以外の作物に影響を及ぼさないよう必要な勧告を行うことができる。

2 町長は、許可者が、前項に規定する勧告に従わないときは、許可者の氏名又は名称を公表することができる。

(許可の取消し等)

第20条 町長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の許可を取り消し、又は許可の内容若しくは条件を変更し、若しくは新たな条件を付することができる。

- (1) 第15条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第18条に規定する遵守事項その他この条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

(手数料)

第21条 第13条第1項又は第16条の許可を受けようとするものは、申請時に申請手数料を納めなければならない。

2 前項の申請手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 許可申請 1件につき 174,000円

(2) 変更の許可申請 1件につき 129,000円

(情報の申出)

第22条 町民は、遺伝子組換え作物の混入、交雑、落下、飛散又は自生が生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、町長に適切な対応をするよう申し出るものとする。

(立入検査)

第23条 町長は、許可者に対して報告を求め、必要があると判断した場合には、職員又は学識経験者（以下「職員等」という。）に、ほ場に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 たかはたの食と農のまちづくり

(地産地消の推進)

第24条 町は、農林業者及びその関連する団体等による安全な食料の生産の拡大並びに食品関連事業者等による安全な食品の製造、加工、流通及び販売の促進並びに町内の安全な食の消費の拡大を図るため、地産地消の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、公共施設で提供する食材に町内産農産物を積極的に使用し、地産地消の推進に努めるものとする。

(食育の推進)

第25条 町は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(有機農業の推進)

第26条 町は、基本理念にのっとり、安全な食料の生産を促進するため、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業を推進するものとする。

2 町は、有機農産物及び農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式によって生産される農産物の生産の振興及び消費の拡大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(食のブランド化)

第27条 町は、地域の特性を活かした農産物の生産振興、販売、流通等の促進及びたかはたブランド（たかはたブランド認証要綱（平成19年10月9日制定）により認証された農産物をいう。以下同じ。）の確立を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 消費者等の需要に応じた収益性の高い農産物に係る情報の的確な把握及び当該情報を活かした農産物の生産の拡大に関する施策

(2) たかはたブランドに係る生産者及び生産組織の育成に関する施策

(3) 町内産農産物の信頼を高め、需要及びその販路拡大に関する施策

(4) 観光産業及び食品関連事業者等との提携による町内産農産物の利用促進に関する施策

(都市と農村との交流の推進)

第28条 町は、活力ある農業経営の自立を図るため、農業者等の主体的な活動への支援及び都市と農村との交流を促進するものとする。

2 町は、都市部からの情報収集及び本町の情報発信に努め、生産者と消費者とが互いに信頼関係を高められる農産物の販売体制整備に努めるものとする。

(担い手の育成及び農業従事者の確保)

第29条 町は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的な組織経営の促進を図るため、誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるよう必要な施策を講じるものとする。

2 町は、新規就農者、高齢農業者、女性農業者、小規模農家等が多様な農業経営に取り組むために必要な施策を講じるものとする。

3 町は、集落単位を基礎とした農業者の組織、農業生産活動を共同で行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講じるものとする。

第6章 たかはた食と農のまちづくり委員会
(設置)

第30条 食と農のまちづくり施策に関する事項を審議するため、たかはた食と農のまちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項等)

第31条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 町長の諮問に応じ、食の安全、安心及び農業振興に関する事項の調査及び審議

(2) 農業施策の検証及び評価

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事項

2 委員会は、食と農のまちづくりに関し必要と認める事項を町長に建議することができる。

(組織、委員及び任期)

第32条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、消費者、生産者及び町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第33条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第34条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第35条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

第7章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

有機農業推進計画策定経過

年 月 日	経 過 等
令和2年7月30日	第1回 事務局会
8月13日	第2回 事務局会
8月18日	有機農業推進計画策定委員委嘱式 第1回 策定委員会 「策定手法、スケジュール等について」
9月～12月	現状把握のための資料収集と素案の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機栽培にかかる情報収集、聞き取り調査 ・ 9/1 たかラボ現地研修会 「無農薬ぶどう栽培圃場」 ・ 12/9 たかラボワークショップ 「参加型認証制度について」 ・ 12/27 たかラボ勉強会 「有機農業の現状について」 ・ 12月 素案の作成
令和3年1月15日	第3回 事務局会
2月5日	第2回 策定委員会 「素案の検討、意見交換」
2月19日	町議会産業厚生常任委員会に策定状況と素案の報告
2月22日～3月2日	パブリックコメントの実施
3月4日	第4回 事務局会
3月5日	第3回 策定委員会 「最終案の修正と計画の決定について」
3月15日	町議会産業厚生常任委員会に報告

有機農業推進計画策定委員

No.	氏名	所属	選出区分等
1	加藤 守 匡	山形県立米沢栄養大学 健康栄養学部教授 医学博士	委員長 1号委員 学識経験者
2	渡 部 務	高島町有機農業提携センター 所長	副委員長 3号委員 農業関係者
3	安藤 貴 之	食堂 an. 代表	2号委員 飲食業者
4	福 島 慎 吾	株式会社 たかはたファーム 取締役 営業企画部長	2号委員 食品加工業者
5	二 宮 隆 一	上和田有機米生産組合 相談役	3号委員 農業関係者
6	渡 部 京 一	高島町有機農業推進協議会 副会長 山形おきたま農業協同組合 高島地区総括理事	3号委員 農業関係者
7	小 林 温	株式会社 おきたま興農舎 業務二課 課長	3号委員 農業関係者
8	高 橋 正 昭	町立和田小学校 校長	4号委員 教育関係者
9	本 間 江 美 子	生活クラブやまがた生活協同組合 高島地区担当理事	4号委員 消費者代表
10	皆 川 紋 衣		4号委員 消費者代表

事務局

No.	氏名	所属	備考
1	二 宮 弘 明	農林振興課長	事務局長
2	竹 田 恭 一	農林振興課 課長補佐	
3	嶋 倉 武 志	農林振興課 企画農政係長	
4	木 村 克 彦	農林振興課 水田農業係長	
5	黒 田 こ ず え	農林振興課 主任	
6	安 達 敏 幸	商工観光課 課長補佐兼ブランド戦略室長	

高畠町有機農業推進計画

発行者 山形県高畠町
山形県東置賜郡高畠町大字高畠436
農林振興課 (TEL0238-52-4480)